

朝鮮前期の倭人統制策と通交違反者の処理

韓文鍾

1. 序論
2. 倭人統制策の実施背景
3. 倭人統制策の内容
4. 通交違反者の類型及び処理
5. 結論

1. 序論

朝鮮前期の対日政策の核心は、倭寇の禁圧と通交倭人に対する統制だったといえる。特に、倭寇問題は高麗滅亡の主要因の一つであった。従って、朝鮮では建国直後から海洋防御に努める一方、外交努力と対倭寇懐柔策を実施した。その結果、1409年を前後して倭寇の侵入は急減した。また、1419年には倭寇の巢窟と見られていた対馬を武力征伐することにした。

このような朝鮮の倭寇対策と対馬征伐によって倭寇の侵入は急激に減少した一方、日本からの通交者は増加した。朝鮮では倭人が停泊する浦所を制限し、書契、図書、文引制や歳遣船の定約などの倭人統制策を実施した。その過程で、朝鮮の倭人統制策を様々な方法で巧妙に違反して渡航する倭人が発生したが、これを一般に偽使と呼んだ¹⁾。この通交違反者は外交史上まれな現象であるばかりでなく、当時の朝・日関係の特殊な一面を表わす代表例といえる。従って、これに関する研究は、朝・日外交の性格及び特徴を理解するために必要なテーマの一つと考える。し

¹⁾ ‘偽使’に関し、国内ではほとんど研究が行われていないので偽使の概念や基準についての整理はなされていない。これに対し、日本での研究は比較的活発だった。このうち、米谷均は偽使を“第三者が通交名義を詐称して派遣する虚偽の使節”とし、橋本雄は“第三者がある者(実際に存在するかは関係なく)の名義を借りて使節を派遣し、貿易利潤を獲得する手段とした使節を偽使”と規定した。(米谷均、「16世紀日朝関係における偽使派遣の構造と実態」、『歴史学研究』697、1997。橋本雄「室町幕府外交は王権論といかに関わるのか?」、『人民の歴史』145、2000、9)。他方、伊藤幸司は“派遣主体または使人が通交名義を詐称する使節”を偽使と定義した。伊藤はまた、①通交名義や書契の状態、②日本国王使や巨酋使の使節が外交僧ではなく俗人の場合、③宗成職以降、通交を始めた深處倭、④一定期間通交が断絶したが、宗成職以降に通交を再開した深處倭らは偽使である可能性が大きいと見て、これを偽使の判断基準と提示した(伊藤幸司、「偽使の時代」村井科研福岡シンポジウム発表要旨、2002、8)。

しかし、上記の偽使に関する概念と基準は若干問題がある。例えば、書契・図書・文引を所持していない場合、受職倭人が直接渡航せず使者を派遣した場合、受図書人・歳遣船定約者でない者が渡航した場合、これを偽使に含めるべきか等、偽使の範囲と基準が明確でないと考え。また、「偽使」の使は使臣、使節、使者を意味し、これには国家の公式の外交使節、もしくは使臣という意味を含んでいると考え。しかし、朝鮮前期に日本から朝鮮に渡航した者は、国家間の公式的な使節ではない通商交易を目的とする通交者、もしくは通交貿易者の性格を持っている。従って、偽りの通交者、もしくは通交貿易者を偽使と呼ぶよりも、彼らの性格や渡航目的をそのまま反映する意味で「通交違反者」と呼ぶ方がより妥当だと考える。よって、本稿では、朝鮮の倭人統制策である書契・図書・文引・歳遣船定約・受職倭人船などの倭人入国規定に違反して朝鮮に渡航した者を「通交違反者」という名称を用いて総称することにする。

かし、国内での通交違反者に対する研究は、河宇鳳、孫承喆、閔德基、韓文鍾らによって部分的に行なわれただけで、本格的な研究はほとんどない²⁾。他方、日本では植民統治時期から偽使の存在についての研究が始まり、1980年代以降、偽使の事例を個別的に実証し、偽使の歴史的背景につき研究を始めた。特に、1990年代後半、対馬宗家所蔵図書が大量に発見され、偽使研究が本格化した。その結果、偽使の発生背景と実体に関する研究がかなり進んだ³⁾。

より包括的で広義の偽使ともいべき通交違反者について理解するためには、まず、倭人統制策と違反者に対する研究が必要だ。ところが、この分野についての既存の研究は倭人統制策の実施背景や制度に集中していて、通交違反者の処理及び対策に関する研究実績は極めて乏しい⁴⁾。

従って、本稿では通交違反者について研究するための基礎作業の一環として、まず、朝鮮政府が倭人統制策を実施した背景とその内容について考察する。次に、『朝鮮王朝実録』を基に朝鮮の倭人統制策に違反して渡航した使節を類型別に考察し、違反者に対する朝鮮政府の処理及び対策を考察する。これをもとにその後の通交違反者の不法性と組織性を究明し、さらに朝鮮時代の韓日関係における通交違反者の役割や意義を明らかにできるものと期待するが、これは次の機会にゆずりたい。

2. 倭人統制策の実施背景

朝鮮初期の倭寇対策と外交交渉の結果、倭寇は次第に使送倭人・興利倭人・向化倭人といった平和的な通交者となっていた。そうして太宗9年(1409)を前後して倭寇の侵入は急激に減少した。他方、日本各地から渡航する倭人は次第に増加し始めた。しかし、この時期にはまだ通交倭人に対する諸規定が整備されていなかった。このため倭人が海岸地方を自由に往来して貿易を行ったり、降倭と接触して沿岸の兵船の実状を探るなど治安上の問題がもたらがった⁵⁾。また、朝鮮に渡航する倭人は通交人であるが、進上と回賜(朝貢貿易)を行なう使行の性格も有していたので、

²⁾ 孫承喆、「朝鮮前期対琉球交隣体制の構造と性格」『西巖趙恒来教授華甲紀念 韓国史学論叢』1992。

河宇鳳、「朝鮮前期の対琉球関係」『国史館論叢』59、国史編纂委員会、1994。

閔德基、「朝鮮朝前期の‘日本国王’観 —敵礼の面から—」『前近代東アジアのなかの韓日関係』、早稲田大学出版部、1994。

韓文鍾、「朝鮮前期の日本国王使の対朝鮮通交」(韓日関係史学会 月例発表要旨、2000年12月)

韓文鍾、「朝鮮前期の日本の大蔵経請求と韓日間の文化交流」『韓日関係史研究』7集、韓日関係史学会、2002年10月

李志善、「朝鮮前期の日本国王使研究」、江原大 修士論文、2002年

上記論文のうち、孫承喆と河宇鳳は琉球国王使を詐称した違反者について、閔德基、韓文鍾及び李志善は日本国王使を詐称した違反者について簡単にふれている。

³⁾ 橋本雄、前掲論文参照。

⁴⁾ 通交統制策に関する研究は以下の論文が参考になる。

中村榮孝、「室町時代の日鮮交通と書契及び文引」上・下『史学雑誌』42-10・43-11、1931(『日鮮関係史の研究』上、吉川弘文館、1965. 所収)

李鉉淙、「入国倭人」『朝鮮前期の対日交渉史研究』韓国研究院、1964。

河宇鳳、「朝鮮前期の対日関係」『講座韓日関係史』玄音社、1994。

韓文鍾、「朝鮮前期の対日外交政策研究—対馬島との関係を中心に—」全北大 博士学位論文、1996。

⁵⁾ 倭人統制策の実施背景や内容については、韓文鍾、前掲論文(1996)を要約した。詳細については前掲論文(1996)を参照のこと。

朝鮮政府が彼らの渡航から帰還までの接待費用を負担した。さらに、倭人が持ち込んだ物件を販売できなかったという理由で浦所に長期間留まるという問題が発生した。朝鮮では通交倭人の接待費用を減らすために、彼らが持ち込んだ物品の売買を代行したが、このことが莫大な財政負担となった。

このように通交者の増加は朝鮮政府における治安上の混乱や財政負担を大きくした。このため通交倭人の統制は、対馬島征伐以降、倭寇の再発禁止とともに朝鮮初期の対日外交の基本になった。かくして朝鮮では対馬島征伐以降、倭寇問題に対する自信をもとに倭船が渡航し停泊できる浦所を制限する一方、書契・文引制度・癸亥約條などの倭人統制策を整備した。これとともに使船の定数や乗船人員、滞留期間、過海糧、給料、各種宴会の場所や回数にいたるまで倭人接待規定を詳細に整備し、費用を節減して倭人の横暴や無秩序な行動を規制した⁶⁾。このような統制とは別に、倭寇の鎮圧者、被虜・漂流者の送還に協力した者、そして外交に功績のあった者を懐柔するために授函書制度と授職制度を実施した。

こうした倭人統制策の実施の背景には、使節の往来を通じた日本の国内情勢に関する知識の増大があった。特に、朝鮮政府は対日使行を通じて得た情報、例えば、日本の国内情勢、幕府將軍と地方豪族との勢力関係、日本国内の海賊分布⁷⁾などに関する情報をもとに対日外交体制を整備する必要性を察していた。

結局、朝鮮政府が倭人統制策を実施できた背景は、①通交者の増加にともなう治安・経済上の負担、②対馬島征伐以降の倭寇問題に対する自信、③日本の国内情勢に関する知識の増大などがあったといえる。

3. 倭人統制策の内容

1) 書契による統制

書契は朝鮮の礼曹と日本の通交者が交わした一種の外交文書である。よって、朝鮮に来る通交倭人は必ず書契を持参しなければならなかった。書契には通交者の官職、姓名、渡航人員、渡航目的、朝鮮国王に進上する物品を記録した別幅、そして函書が捺されていなければならなかった。しかし、書契が対馬島征伐以降からは朝鮮に渡航する倭人の統制手段としても利用された。これがいわば「対馬島主の書契制」で、対馬から渡航する全ての通交者は、島主自身が署名した書契を持参しなければ接待も受けられず貿易もできなかった⁸⁾。これは太宗14年(1414)に対馬島主が朝日外交の中間勢力として登場した後、これを公式に認めたものである⁹⁾。その後朝鮮では書契による統制を他の地方にまで拡大して適用し、九州地方の通交者も九州節度使の書契を持参するよ

⁶⁾ 通交倭人に対する接待規定は成宗2年(1471)に編纂された『海東諸国記』朝聘應接紀に集大成されている。

⁷⁾ 成宗11年(1429)に通信使朴瑞生が使行を終えて帰還した後に上げた啓には、対馬から兵庫に至るまでの倭賊の分布と支配系統を分析し、室町幕府將軍との修好は倭寇禁止にさほど役に立たないので、倭寇を統制する能力がある西日本地方の諸侯と直接交渉するのが効果的と指摘している(『世宗実録』卷46、11年12月乙亥)。

⁸⁾ 『世宗実録』卷7、2年閏正月 壬辰。

⁹⁾ 『太宗実録』卷28、14年8月 丁未。

うにした¹⁰⁾。

このように朝鮮政府が対馬島主や九州節度使に図書を賜給して管下人の通交を制限しようとしたのは、対馬の地理的位置や九州節度使の支配力を重視したためと考えられる。周知のように、対馬は地理的に朝鮮と日本の中間に位置した島で朝鮮に渡航する倭人が通らなければならない所であったし、高麗末より倭寇の巢窟と見られていた。一方、九州節度使は西日本で足利政権の勢力を代表し、源了俊(今川貞世)・源道鎮(涉川満頼)・源義俊らが高麗末、朝鮮初に通交し、倭寇禁圧や被虜人の送還に積極的に協力した¹¹⁾。これに対し、朝鮮政府は対馬島主と九州節度使に図書を賜給して、これを通じて管下の通交者を間接的に制限しようとした。しかし、書契による統制は効果がなかったようである。その理由は、対馬島主の政治的不安定や九州節度使の支配力低下、朝鮮政府による統政策の不徹底である¹²⁾。こうした背景から、朝鮮で書契制を補うための方法として文引制度を実施したと考えられる。

2) 図書による統制

図書は朝鮮国王が日本の地方豪族や通交上の功労者に支給した一種の私印で、通交者が来朝する際に持参する書契に捺印して証明としたものである。特に、朝鮮政府から図書を賜給された者を受図書人というが、朝鮮渡航の通交権を認められた。

記録上、最初に図書を請求して賜給された倭人は世宗即位年(1418)11月に西海路美作太守浄存である¹³⁾。その翌年の世宗元年(1419)には関西路筑前州石城府管事平萬京が通交上の証明とするために‘萬景’の図書を要請して賜給され¹⁴⁾、図書が通交上の証明書として使われ始めた。世宗代になって図書が懐柔策の一環として賜給され始め、賜給範囲も対馬や壱岐地方の豪族にまで拡大された。その結果、図書は当初の意図とは違って通交人に対する統制手段へとその性格を変えた。こうして対馬島征伐を契機として対馬島を慶尚道の属州として、島主に‘宗氏都都熊瓦’と刻銘した図書を賜給し、その地方の通交者は島主が自ら署名した書契を持参するようになった¹⁵⁾。

対馬島主は図書を利用して朝鮮との通交において自身の権限を拡大し、島内での政治的支配権を強化する手段として利用した。世宗16年(1434)に対馬州太守宗貞盛は使臣を送り、書契に捺す図書の位置を変えることによって区別するよう要請した¹⁶⁾。つまり、島主自身の要請の場合は自分の名前(宗貞盛)の上に捺印し、それ以外是对馬州太守の上に捺印して送ることにした。これは、後に渡航の目的に従って書契に捺す図書の数に差をつけて、緊急の場合には三著図書、その次

¹⁰⁾ 『世宗実録』卷8、2年7月 壬申。

¹¹⁾ 源了俊は太祖3年(1394)と4年にそれぞれ659名、約570名の被虜人を送還し、源道鎮は太宗6年に使臣を派遣して倭寇禁圧に積極的に協力する意向を伝えるとともに被虜人を送還した。(『太祖実録』卷6、3年7月庚戌、卷8、4年7月辛丑、『太宗実録』卷11、6年2月 戊子)

¹²⁾ 韓文鍾、前掲論文(1996)、66ページ参照。

¹³⁾ 『世宗実録』卷2、即位年11月 乙亥。

¹⁴⁾ 『世宗実録』卷4、元年6月 甲戌。

¹⁵⁾ 『世宗実録』卷7、2年閏正月 壬辰。

¹⁶⁾ 『世宗実録』卷64、16年4月 戊申。

は二著図書、そして急を要しない場合は一著図書と区分することにする密約へと発展した¹⁷⁾。

他方、図書は女真人に賜給されたが、倭人のそれと同様に通交上の証明として使用された¹⁸⁾。

3) 文引による統制

① 行状・路引・文引の淵源

朝鮮初期の法典『大明律直解』、『経国大典』¹⁹⁾そして『朝鮮王朝実録』をはじめ各種の資料を総合すると、行状・路引・文引は同じ意味として混用されていた。そして、これは国境の要塞や港(関津)の通行を制限するための経済的目的と商人に対する徴税と統制のための経済的目的、朝鮮に渡航する倭人を統制するための外交目的として使用された。行状・路引・文引の適用対象は、良人から商人・商船・才人・禾尺・水陸軍丁・鮑作人・軍人・僧侶にいたるまで広範囲に及んだ。そして、その発給は戸曹、兵曹、礼曹などの六曹をはじめとして、ソウルの場合は漢城府と留後所が、外方の場合には都觀察使・都巡問使・守令・萬古などの地方官が担当した²⁰⁾。

一方、行状・路引・文引は、三浦恒居倭人や降倭にも適用された。三浦恒居倭人のうち漁業で生計を立てる釣魚倭人と商人は差使員や邊將の行状・路引を所持するようにし、三浦恒居倭人が邊將に報告せず、また路引を持たずに関限を越えて他地域で商業を行なうことを禁止するようにした²¹⁾。また、降倭の場合も路引を密かに受け取って海に出て取引することを禁止した²²⁾。

行状が通交倭人に初めて適用されたのは太宗7年(1407)で、興利倭船が数箇所の浦口に停泊して兵船の実状を探ることを防ぐために、停泊場所を釜山浦と乃而浦の2ヶ所に制限し、以降、興利倭船は島の統治者(渠首)が発行した行状を持参して都萬戸の駐在地に停泊するようにした²³⁾。その際、興利倭船に行状を発給する島の統治者はおそらく対馬をはじめ壱岐、九州の地方勢力と推定される²⁴⁾。

このように行状・路引・文引は三浦恒居倭人や降倭に適用されたが、後には次第に朝鮮に渡航する通交倭人にまで適用範囲が拡大された。これは、北方の女真人にも適用された²⁵⁾。こうして行

¹⁷⁾ 『世宗実録』卷86、21年9月 甲戌。『端宗実録』卷2、即位年7月 丙午。

中村榮孝は、三著図書の所持者は島主自身が派遣した使送船で、二著以下は島内各地の使送船、そして一著図書は主に商人らが請託して派遣したものと推測した(中村榮孝、「日鮮通交の統制と書契および文引」『日鮮関係史の研究』上、吉川弘文館、1970、456ページ参照)。

¹⁸⁾ 『世宗実録』卷102、25年10月 甲辰。『世宗実録』卷113、28年7月 戊子。

女真人に賜給した図書は、倭人のそれに比べて賜給範囲や性格において若干の違いがあった。すなはち、女真の場合、主に酋長に賜給し、その性格も管下女真人の上京を統制するための手段として利用された。他方、倭人の場合は、賜給範囲が九州節度使・対馬島主など地方豪族だけでなく使送倭人や商倭にいたるまで広範囲にわたり、性格も初期は通交上の権限を認める懐柔策の一環だったが、後に次第に通交を制限する手段として利用された。

韓文鍾、前掲論文(1996)、116ページ参照。

¹⁹⁾ 行状・路引・文引に関する内容は以下の史料に記録されている。『大明律直解』関5、兵律関津私越冒度関津條。卷10、戸律市廛私充牙行埠頭條。『経国大典』礼典待使客條。兵典路引條。

²⁰⁾ 韓文鍾、前掲論文(1996)、66-70ページ参照。

²¹⁾ 『世宗実録』卷48、12年4月 辛巳。『成宗実録』卷77、8年閏2月 丙寅。『成宗実録』卷10、2年5月 丙子。

²²⁾ 『太宗実録』卷26、13年7月 乙巳。

²³⁾ 『太宗実録』卷14、7年7月 戊寅。

²⁴⁾ 『太宗実録』卷17、9年3月 己未。

²⁵⁾ 『文宗実録』卷9、元年9月 甲戌。

状・路引・文引は朝鮮に渡航する倭人や野人を統制するために外交目的で使用された。朝日関係において行状・路引・文引は同じ意味として混用され、時期的には太宗代と世宗代には行状が、世宗16年からは文人が主に使用された。

② 文引制度の定約

文引制度は日本から渡航する通交者は対馬島主の文引を受けなければ接待を認められないというもので、世宗20年(1438)に李藝と対馬島主宗貞盛が定約した。文引以前の段階である路引は元来興利倭人に使用されたが、世宗8年(1426)宗貞盛の要請により倭人の渡航証明書として制度化され始めた。こうして対馬島主は日本各地から朝鮮に渡航する興利船と使送船を統制するために、自分の路引を携帯するようにするよう朝鮮に要請したのである。これが対馬島主文引制度の始まりといえる。しかし、当時対馬島主の要請が受け入れられたのか、またいつ行状が文引にかわったのかわからない。

対馬島主の文引に関する最初の記録は、世宗15年(1433)宗貞盛に海産物採取船を略奪した犯人を捜索することを要請した礼曹の書契である²⁶⁾。その書契によれば、世宗15年頃には対馬から朝鮮に来る船は、行状や路引のかわりに必ず島主の文引を持って往来していたことがわかる。その後世宗17年に宗貞盛が使臣を送り、宗彦七(盛国)・宗茂直ら受図書人も島主の文引を所持せずに往来すれば接待しないよう要請した²⁷⁾。結局、宗貞盛は文引制度を島内の図書人にまで拡大適用して自分の統制下に置こうとした。

一方、朝鮮では世宗18年に使送倭人が島主の書契と文引を偽造して来航することを防ぐために、文引に使送船の大きさ、各船の正官や格倭の名前、そして人員数などを記載するようにした²⁸⁾。

その後世宗20年(1438)に、倭使の統制を要請するために敬差官李藝を対馬に派遣したが、その際対馬島主と文引制度を定約することになった。対馬の宗氏と早田氏はもちろん、壱岐の志佐・佐志殿、九州の田平殿、大内殿、薩摩州・石見州など各地方の使送人も対馬島主の文引を持って来なければ接待を認めなかった²⁹⁾。これは世宗17年に対馬島内の受図書倭人にまで適用された文引制度をさらに強化して、志佐・佐志・田平殿といった壱岐や松浦などの九州地方の豪族にまで拡大適用することによって、日本のあらゆる通交者を島主の統制下に置こうとしたことを意味する。特に、朝鮮では対馬島主に文引発行権を与えて島主に日本各地から来る通交者を間接的に統制させることができた。一方、対馬島主は文引制度を利用して各地の使臣を統制し、文引発行に対する手数料である吹嘘(吹擧)錢³⁰⁾を徴収して対馬島内での政治・経済的支配権を固めることができた。このように文引制度は朝鮮政府と対馬島主の利害が一致したため、以降朝鮮の主要な倭人統制策の一つとなった。

朝鮮が対馬島主に文引発行権を与えた理由は、対馬が朝鮮と日本の中間に位置し無頼輩を取

²⁶⁾ 『世宗実録』卷60、15年6月 庚子。

²⁷⁾ 『世宗実録』卷69、17年9月 丁丑。

²⁸⁾ 『世宗実録』卷73、18年閏6月 辛卯。

²⁹⁾ 『世宗実録』卷82、20年9月 己亥。

³⁰⁾ 対馬島主は小船越の梅林寺住持鉄敏に文引に関する諸般の業務を管掌するようさせたが(『朝鮮通交大紀』『宗氏世系私記』)、対馬島敬差官元孝然の復命によれば島主が路引を発給して徴する税金は5-60匹から多くて4-500匹になったという(『端宗実録』卷14、3年4月 壬午)。

り締まる南の堀(藩屏)としての役割を果たせるものと期待したためである³¹⁾。従って朝鮮では対馬島主が倭寇の再発を防止して島内の政治、経済的支配力を掌握できるよう文引発行権を与えたと考えられる。これは朝鮮が地方に派遣した対地方官である敬差官・体察使・宣慰使などを対馬に派遣したと同じ意味をもつといえる。

4) 癸亥約條と歳遣船の制限

① 癸亥約條の定約

文引制度は対馬島主を通じて通交倭人を統制することにその目的があったが、癸亥約條は対馬島主の通交を制限することに目的があったといえる。従って、癸亥約條の主な内容は対馬島主の歳遣船を制限することである。歳遣船は日本の通交者が1年間に派遣できる使送船の数を制限するもので、中国が外夷に対して朝貢の回数を制限して貿易船の来朝時期及び船の数等を制限することと類似している³²⁾。

歳遣船定約は高麗時代にもあった。高麗元4年(1263)4月洪汙を郭王府を日本に派遣し海賊の禁圧を要請したが、その報告によると朝鮮時代の歳遣船に似た進奉船を毎年1度(2隻)を派遣していた³³⁾。朝鮮時代になって記録上初めて歳遣船を定約したのは、世宗6年(1424)の九州節度使源義俊であり³⁴⁾、その後世宗22年(1440)には安芸州の美作太守持平と歳遣船を定約した³⁵⁾。

対馬島主とは世宗25年(1443)に結んだ癸亥約條によって歳遣船を定約した。癸亥約條の締結時期と過程については記録が少なく詳しい内容はわからない。ただ、締結当時の状況と『朝鮮王朝実録』及び申叔舟の「卒記」、日本側記録の『対馬世系私記』『朝鮮通交大紀』などを総合すると、癸亥約條は世宗25年8-10月頃に対馬に派遣された体察使李藝が主導して締結し、その過程で申叔舟は対馬島主を説得して条約締結にこぎつけるのに一役買ったことがわかる³⁶⁾。

② 歳遣船の制限

癸亥約條は対馬島主の歳遣船定約についての内容が中心だが、癸亥約條に代表される歳遣船の定約は、以降日本の全ての通交者に適用された。世宗26年と27年には宗貞盛の弟宗彦七(盛国)(7隻をはじめ)、宗盛家・宗盛弘など島主一族と歳遣船を定約したが、肥前州の源吉、石見州の藤原和兼とも歳遣船を定約した³⁷⁾。彼らが全て受図書人だった点から見ると、歳遣船の定約が独自の対朝鮮通交権をもっていた受図書倭人にまで拡大していったことがわかる。こうして成宗8年には全ての受図書倭人も歳遣船を定約しなければ、朝鮮に渡航しても接待を受けられないようにして、歳遣船の定約が使送船の統制原則となった³⁸⁾。その後歳遣船を定約していない者が図書と書契を持参した場合は、接待を拒否するなど不法渡航者に対する統制をさらに強化した。

³¹⁾ こうした事実は成宗7年1月に対馬州宣慰官田養民が持参した書契(『成宗実録』巻7、1年9月 丙子)を通じても確認できる。

³²⁾ 中村榮孝、「歳遣船定約の成立」『日鮮関係史の研究』下、吉川弘文館、10ページ参照。

³³⁾ 『高麗史』世家25、元宗4年4月 甲寅。

³⁴⁾ 『世宗実録』巻26、6年12月 戊午。

³⁵⁾ 『海東諸国記』日本国記安芸州持平。

³⁶⁾ 韓文鍾、前掲論文(1996)、74-77ページ参照。

³⁷⁾ 『世宗実録』巻105、26年閏7月 己亥。巻106、26年11月 丙子。巻107、27年2月 壬子。

³⁸⁾ 『成宗実録』巻84、8年9月 戊辰。

4. 通交違反者の類型及び処理

1) 書契の偽造・変造、書契を所持しない者

倭人統制策違反の類型の一つは書契を偽造乃至は変造して渡航することである。このような事例は『朝鮮王朝実録』に多く見られる。代表例をいくつかあげると、まず、世宗10年7月に宗貞盛の使者宗金が持参した書契は、別幅に図書が無く文字の字画も書契とは異なり偽造されたものだった³⁹⁾。また、世宗21年10月に対馬宗貞盛の上官人沙毛多老、船主延時老らが書契を書き換え(塗改)て、商業目的の渡航と称したが発覚して拘留された⁴⁰⁾。同年11月には倭人羅沙也文が宗貞盛の偽造書契、孔古老が宗茂直の書契を塗改して渡航した⁴¹⁾。また、成宗4年6月に筑前州貞成の使者が渡航したが、書契に州守の姓名が記録されておらず使者を信じられないとして接待をせず送還した⁴²⁾。

上記の事例を見ると、倭人が偽造書契を持って渡航し商売をしに来たと偽ったり、物品を献上する者が多かったことがわかる。そのうち偽造がはっきりとわかった場合は彼らを拘留したり献上品を断って送りかえた。しかし、偽造かどうかははっきりしない場合は、状況を見て接待するかどうかを決定した。例えば、世宗13年2月に日本国王使舎温らが持参した書契が、日本国王の筆跡ではなく礼にもかかっていなかったので偽使ではないかと疑った。これに関し、右議政孟思誠は回礼だけ行い回答はしないよう主張したが、工曹判書鄭招は日本との関係悪化を考慮して回賜しなければならぬと主張した。国王は、彼らは無礼ではあるが我が国の道理を尽くさねばならぬと主張した⁴³⁾。結局、朝鮮は回礼と回答を行なった。このことから、日本国王使の場合は他の使臣の場合とは異なり、偽使と疑っても名分論の観点から使節を接待しようとしていたことがわかる。また、世祖3年9月には、日本国總管府源勝元の使者が持参した書契が偽造したものと疑ったが、結局はこれを指摘せずに接待することにした⁴⁴⁾。

世宗30年6月には唐人柴江が書契を持たずに日本国王使に従って来たところ、統制策に違反していたものの国王使の正・副使の従者として接待することにした⁴⁵⁾。

一方、朝鮮に渡航する使節が持参する書契には、渡航目的、献上物品を記録した別幅と図書が捺されてなければならなかった。ところが、使節の中には書契に記録されていない物品を献上す

³⁹⁾ 『世宗実録』卷41、10年7月 甲寅。

⁴⁰⁾ 『世宗実録』卷87、21年10月 癸未。

⁴¹⁾ 『世宗実録』卷87、21年11月 己未。卷87、21年11月 丙寅。

⁴²⁾ 『成宗実録』卷31、4年6月 己丑。

⁴³⁾ 『世宗実録』卷51、13年2月 丙午。13年3月 庚午。

討論で指摘した史料の中で、注) 43、50、51、60、80、81は、伊藤幸司<偽使の時代>(村井科研福岡シンポジウム発表要旨、2002)を参照した。その他は、2004年3月14日(第10回韓日合同会議)の討論の際に提示した史料である韓文鍾、「朝鮮前期通交倭人一覧表(時代別、地域別)」(全北大博士論文参考資料、1996)と学位論文から引用した史料を参照した。

⁴⁴⁾ 『世祖実録』卷9、3年9月 辛未。

⁴⁵⁾ 『世宗実録』卷120、3年6月 乙亥。

る事例もあった。例えば、世宗5年11月に源義俊と壱岐州源重の使送人が書契を持たずに石硫黄950斤を私的に持ち込んで献上しようとしたが、世宗10年7月に宗貞盛の使者としてきた宗金もやはり書契に記録されていない物品を献上しようとした⁴⁶⁾。このように書契に記録されていない物品を献上する場合、朝鮮側は受け取りを拒んだ。また、別幅に図書が無い場合も進献を拒絶した⁴⁷⁾。世宗16年には倭人宗彦次郎が米の賜給を要請したが、書契に米請求の件が記録されていなかったため拒否した⁴⁸⁾。

このように書契を偽造して不法渡航する使節が非常に多かったようだ。このことは一ヶ月の間に倭人が数千人も渡航したため、世宗21年5月に僉知中枢院事李藝が対馬島主に不法渡航者の禁止を要請したことや⁴⁹⁾、同年10月に礼曹から対馬島主宗貞盛に送った書契に通交違反者が多くて1年間の倭人接待費用が10万石に達し、沿海の国庫が枯渇するまでになったと指摘していることから確認できる⁵⁰⁾。朝鮮ではこのような問題を解決するためにさまざまな措置を取っている。まず、魚塩の販売のために来る倭人は文引のみを所持するようにし、過海糧も廃止した。そして急を要しないことで渡航する使節の上京を禁止した。また、対馬の使臣は過海糧を半分に減らして5日分を支給した。宗彦七・宗茂直らの受図書人も島主の文引が無ければ接待が認められない旨を対馬島主に通報した。

2) 図書を変造したり所持しない者

このような類型の違反者は、図書を偽造、偽著してきた者、私図書を捺してきた者、そして死者の図書をもってきた者の3つのタイプに分けられる。まず、図書の偽造の例をみると、世宗21年10月に宗貞盛の使者望古多羅が図書を偽著して渡航し、同年11月には倭人多郎古羅と宗茂が宗貞盛の図書を偽造して渡航した⁵¹⁾。朝鮮では図書を偽造、偽著して渡航した違反者に対して肅拜と饋享を禁止させ、過海糧を減らして送りかえした。

違反者の中には朝鮮が賜給した図書を使用せずに私図書を捺して渡航する者もいた。そのうち菊池為邦は1468年に賜給された図書を使用せずに私図書を用いて渡航し、能登守源徳の書契に捺された図書は以前の図書とは異なるものだった。朝鮮ではこのような違反者は全て中間で不正をはたらく者の仕業と指摘し、対馬島主に文引発行に慎重を期すよう要請している⁵²⁾。また、成宗4年6月には、肥前州源徳の使者江間都老が以前賜給された図書を捺さずに私図書を捺した書契を持って渡航した。これについて江間都老は下賜された図書が庚寅年(1470)に火災で焼失したためと主張した。ところが確認の結果、うそということが判明したため接待せず送還した⁵³⁾。

一方、既に死亡した者の図書をもって通交した代表例は、呼子の源高と源義の使節である。呼

46) 『世宗実録』卷22、5年11月 甲午。卷41、10年7月 甲寅。

47) 『世宗実録』卷44、11年4月 丁丑。

48) 『世宗実録』卷64、16年4月 壬申。

49) 『世宗実録』卷85、21年5月 戊午。

50) 『世宗実録』卷87、21年10月 丙申。

51) 『世宗実録』卷87、21年10月 甲申。卷87、21年11月 丙寅。

52) 『成宗実録』卷7、1年9月 丙子。

53) 『成宗実録』卷31、4年6月 己丑。

子の源高は受図書人で1444年から約20年間通交を行い1464年に死亡したが、6年後の成宗元年に源高の書契を持った使節が渡航した⁵⁴⁾。このように図書の賜給を受けてから時間の経過した者の通交が続いたようだ。こうして中宗4年(1509)には敬差官尹殷輔を対馬に派遣し、遠地に居住する受図書人の中には既に死亡した者が多かったにもかかわらずその歳遣船が絶えなかったのは、中間で無頼輩が詐称するためと指摘した。従って、爾後は受図書の後50年経った者は接待を認めないので対馬島主は図書をよく確認して文引を発給するように要求しようとした⁵⁵⁾。

このような朝鮮の対策にもかかわらず、中宗4年7月に源義の使者仇羅沙也文が死亡してから30年経った受図書人源義の図書を持って通交して発覚した⁵⁶⁾。これに関し、中宗は大臣に接待を行なうかどうか議論させた。大臣側では、寛容の姿勢で接待を行なうべきとする意見や、絶対に認められないとする主張、遠くからやって来たので過海糧を与えて懐柔すべきとの見解が出され一致しなかった。これに対して中宗は、接待はしないが帰る途中で飢えることがないようにせよと命じた。これ以降、図書を受けてから時間が経過した者の使人が渡航して来た場合は、生死の確認をするようにした⁵⁷⁾。このように源義の事件を契機に、図書を受けてから時間が経った受図書倭人の通交を制限すべきとの議論が起こった。こうして朝鮮では受図書・受職後50年以上経った者の通交を禁止するなど強硬措置を取ることにした。

3) 文引を所持せずに渡航した者、偽造して渡航した者

世宗20年文引制度の定約により、日本から朝鮮に入る倭人は対馬島主の文引を受けなければ渡航しても接待を受けられなかった。しかし、文引制度の施行初期には違反して渡航する者があった。世宗21年閏2月に宗茂直の使人が宗貞盛の文引を所持せずに渡航すると、左賛成申らは、既に宗貞盛と文引制度を定約したため彼らを接待すると他の使人も文引を受けずに来るという問題が発生する可能性があるので接待はせずに送り返そうと主張した。これに対して、領議政黃喜らは、使人が出羽守宗茂秀の弟でわが国に恨みがあるので、接待しなければさらに恨むことになるので特別の措置として上京させて接待することを主張した。結局、宗茂直は上京して接待を受けた。また、世宗21年6月には宗彦七・宗貞国・宗茂直らの使人が島主の文引を所持せずに渡航した⁵⁸⁾。議政府では、文引を所持していないが回答を待って上京させるのは浦所に長期間留まる問題があり、回答を待たずに上京させようと建議した⁵⁹⁾。こうした事例から見ると、文引制度が定約された当初は文引を所持せずに渡航した者の接待を禁止して、浦所から送りかえすかどうかを礼曹に報告し、彼らの上京および接待につき決定していたことがわかる。しかし、報告して回答を待つまで時間

⁵⁴⁾ 『成宗実録』卷7、1年9月 丙子。

源高は受図書倭人として1444年から1464年まで20年間通交して、1464年に死亡した。後に息子の源義が図書を発給された。韓文鍾、前掲論文(1996)、119ページ参照。

⁵⁵⁾ 『中宗実録』卷8、4年3月 戊午、4月 壬戌、癸酉。卷10、5年2月 己丑。

⁵⁶⁾ 『中宗実録』卷8、4年7月 丙申。

肥前州平戸寓鎮肥州太守源義は少弼弘の弟で、平戸に居住し丙子年(1456、世祖2)に図書を賜給され歳遣船1隻を定約した(『海東諸国記』日本国記肥前州源義)。

⁵⁷⁾ 『中宗実録』卷8、4年7月 丁酉。

⁵⁸⁾ 『世宗実録』卷84、21年閏2月 癸巳。

⁵⁹⁾ 『世宗実録』卷85、21年6月 癸未。

がかかったので、回答を待たずに上京させるようにしたのである。

一方、通交違反者の中には名前を偽って(冒名)文引を受けてくる者があった。世宗24年10月に来た宗盛家の使人沙応古、時羅沙也文⁶⁰⁾は、同年1月に宗茂直の使人馬豆老、吾羅沙也文が名前を変えて渡航し、島主が派遣した時羅三甫羅も名前を偽って渡航し、発覚した。朝鮮では彼らの処理につき対馬島主と話し合って決定しようとした。このように通交違反者の処理を対馬島主と話し合おうとした理由は、処罰よりも対馬島主に対して文引発行に慎重を期すようにしようとする意図があったためと考える。

通交違反者の中には期限切れの路引や文引を持ってくるものもあった。世宗7年10月に対馬島興利倭船主所温田知が期限切れの路引をもって渡航すると、路引を回収して勝手に使用できないように処置した⁶¹⁾。また、中宗28年7月にも小武殿の使人(藤朝秋)が期限切れの文引をもって渡航した。しかし、朝鮮では既に肅拝や宴享接待を終えた後に違反に気付いたため言及しなかった。ただし、後で再び偽造して渡航できないようにするために、使節に対して、朝鮮において通交違反者と疑っていると伝えるにとどまっている⁶²⁾。

このように図書・書契を偽造して渡航する者が増加することもない、対策の一つとして朝鮮では、世宗21年4月に対馬に敬差官を対馬島主に文引発行に慎重を期することや渡航者の世系および人員数などを記録した名簿を送るよう要請した⁶³⁾。

4) 歳遣船未定約者および数外通交者

歳遣船未定約者および数外通交者の渡航事例は成宗代に多く見られる。まず、成宗1年9月に宗彦九郎貞秀、多多良教之、五島宇久守源勝の使節は数外渡航者であり、高頼郡守武磨、肥前州小弼源弘、薩摩州盛高の使節は歳遣船未定約者で、期限切れの書契を持参していた⁶⁴⁾。朝鮮では、接待をせず過海糧だけを支給して送り返した。このような数外通交者および未定約者の通交はその後も続き、手法も多様になり定約した数を一年に重複して派遣する場合もあった。例えば、歳遣1船の定約者である肥前州源胤と筑前州氏郷、歳遣1, 2船の定約者である肥前州小弼弘、薩摩州盛久は、1473年の一年に重複して歳遣船を派遣した⁶⁵⁾。

このように定約した歳遣船の数を守らずに重複して派遣する事例はこの後も引き続き見られた。大内殿教之は歳遣船1船の定約者であるにもかかわらず、1472年と1473年に歳遣船を重複して派遣したので、結局は一年に2隻ずつ派遣した。対馬島主は1473年に歳遣25船を重複して派遣した⁶⁶⁾。また、1474年には宗茂勝、宗貞秀、宗成俊、秦成幸、教之、藤熙久、家次、為幸、忠吉、源吉が派遣した使者が重複し、翌年には源実次、持平、藤熙久、忠吉、宗成俊、宗茂世の使者が重複

⁶⁰⁾ 『世宗実録』卷98、24年10月 壬子。

⁶¹⁾ 『世宗実録』卷30、7年10月 甲戌。

⁶²⁾ 『中宗実録』卷75、28年7月 乙卯。

⁶³⁾ 『世宗実録』卷85、21年4月 甲辰。

⁶⁴⁾ 『成宗実録』卷7、1年9月 丙子。

⁶⁵⁾ 『成宗実録』卷31、4年6月 己丑。

⁶⁶⁾ 『成宗実録』卷49、5年11月 辛酉。

して渡航した⁶⁷⁾。朝鮮では、このような違反者を接待せず、過海糧だけを支給して送りかえした。そして対馬に宣慰使などを派遣して違反事実を島主に通報し、文引発行をもっと慎重に行なうよう措置を取った。

以上で見てきたように、歳遣船未定約者および数外通交者の渡航事例は成宗代の初めに多く見られた。その理由としては、応仁の乱で日本の国内情勢が不安定だったことや対馬の宗貞国が島主職を継いで文引発行による倭人統制が困難だったことがあげられる⁶⁸⁾。さらに世祖末から観音現象や舍利分身・雨花の出現を祝おうとして来る使節と対馬島主が飢饉などを理由に接待を要請した使節が非常に多かったためである⁶⁹⁾。このような要因のため世祖末から成宗代の初めにかけて多くの歳遣船未定約者や数外使送船が渡航できたのである。また、他の要因の一つは、数外通交者や歳遣船未定約者の通交が増加すると、成宗が違反事実を対馬島主に通報し、文引発行に慎重を期することを要求する書契や使節を派遣したため、通交違反者に関する記録が多く残っていると考えられる。

一方、朝鮮では成宗8年(1477)に受図書人も歳遣船を定約しなければ朝鮮で接待を受けられないようにするよう歳遣船定約を制度化した。そうして成宗14年に歳遣船未定約者の原忠や赤間関太守藤原貞重の使臣が渡航すると、接待はもちろん過海糧も支給せず送りかえすなど不法渡航者に対する統制を強化した⁷⁰⁾。

5) 初めて通交した者および通交断絶後に通交を再開した者

初めて通交した者は主に世宗15年と16年である。これはおそらく通交制度が整備されていない状況で倭寇や倭人が平和的通交者へと転換する過程で生じた現象と考えられる。朝鮮では初めて通交した者に対して、その勢力や土地の有無などを考慮して接待した。例えば、世宗15年に初めて通交した肥前州太守源義の使者に対しては、田平殿の婿であり領地も所有している所以他の使人と同じように上京させて接待した⁷¹⁾。また、世宗16年宗彦次郎の場合も、彦次郎が宗貞澄の養子で土地を受け継いでいるという理由で接待した⁷²⁾。このように初めて通交した者は、その一族の勢力や領土の有無などを考慮して接待した。その一方で、初めて通交した者であってもその勢力や領地が無い場合は接待せず送り返した。これは世宗16年に渡航した博多人道性と対馬人宗勘解由の事例によく表れている⁷³⁾。朝鮮側は、道性らが通交したことがなく、また土地ももっていないことから進上と書契を受け取らず、浦所で持ち込んだ物品を売買させて送りかえした。

一方、長期間通交が断絶していた者で再び通交するケースが、1541年丁未約條以降現われは

67) 『成宗実録』巻64、7年2月 丙戌。

68) 中村榮孝、前掲論文、41-42ページ参照。

69) 『海東諸国記』によれば、観音現象や舍利分身・雨花の出現を祝うために来る使臣が世祖13年(1467)と14年に33件に上った。応仁の乱や飢饉などを理由に対馬島主が接待を要請したのが、世祖14年から睿宗元年までに34件に達した。また、壽蘭護送と称して接待を認められた事例も世祖12年から成宗2年までに13件あった。韓文鍾、前掲論文(1996)、77-78ページ参照。

70) 『成宗実録』巻155、14年6月 癸亥。巻160、14年11月 癸卯。

71) 『世宗実録』巻62、15年12月 丙子。

72) 『世宗実録』巻63、16年3月 壬午。

73) 『世宗実録』巻63、16年1月 庚子。巻64、16年5月 戊寅。

じめた。その代表例の一つが1548年(明宗3)3月に渡航した畠山殿の使節である。畠山殿は成化年間(1465-1487)の1480年と1485年に通交した後、約60年間通交が断絶していたが1548年に再び使節を派遣した。そこで朝廷では畠山殿の使節に対する接待に関して議論したが、使節の真偽がわからないので、まず図書を調査してこれが確認できたら接待を認めるよう述べている⁷⁴⁾。また、1553年(明宗8年)11月には左武衛殿の使臣が渡航した。左武衛殿は約100年間通交が途絶えていたが、1552年に使臣を派遣した際、使節の名称を春江から宜春に変更したり、往来の日付も偽造した痕跡がかなりあったので接待を拒んだことがあった。ところで、同じ年に左武衛の使臣怡天西堂が渡航し、接待するかをめぐり論争が起こった。明宗は左武衛殿の使節が図書を受けて来ており、たとえ以前に偽使を派遣したことがあるとはいえ拒絶し接待をしないのは、遠来の者を厚くもてなした祖宗朝の意に反するとして、持参した牙符が合えば接待するようにした⁷⁵⁾。

このように長期間通交が途絶えていても通交した前例が明確で、書契や図書、文引などに問題が無ければ、遠来の者を厚遇すべしとの名分論に従って接待していたことがわかる。特に、通交が途絶えた後に通交を再開する事例が明宗代に見られるようになったが、その理由としては、対馬島主が三浦倭乱後に廃止された受職・受図書人の接待を復活させるよう要請したことと密接な関係があると考えられる。

6) 王命を称託して使節を派遣した者

日本国王ともいうべき將軍の命を称託して使節を派遣した事例としては細川氏と伊勢守正親があげられる。特に、正親は成宗元年8月に‘日本国王懷守納政所伊勢守正親伊勢守正親’と称して使者を派遣し、軍資金の不足分を要請した⁷⁶⁾。朝鮮側では、書契に図書がなく疑ったが、日本国王の公事を出納する者という点をあげて接待した。ところが成宗5年、日本国王使・正球によって通交違反者であることが判明した。正救は、細川氏と伊勢守の通交は王命を仮託して軍事費を要求したものであるとして、このような不正を防ぐために通信符の賜給を要請した⁷⁷⁾。

このように応仁の乱で日本の国内情勢が混乱していることに乗じて日本国王を詐称する者があらわれたのである⁷⁸⁾。

7) 使節または格軍を称託した者

倭人統制策に違反した者の中には、対馬島人や三浦恒居倭人が使節や降倭と称する事例もあった。世宗21年12月に齋浦恒居倭人而羅餘文が宗彦七の使送船に従ってきたと称して発覚した。これに対して朝鮮政府は、使節の肅拜を拒否して接待せず、而羅餘文は対馬に強制送還された⁷⁹⁾。従って、三浦恒居倭人が使人を詐称する場合は、肅拜や接待の拒否はもちろん三浦に居住

⁷⁴⁾ 『明宗実録』卷7、3年3月 癸巳。

⁷⁵⁾ 『明宗実録』卷15、8年11月 辛未。

⁷⁶⁾ 『成宗実録』卷7、1年8月 己巳、8月 壬申。

⁷⁷⁾ 『成宗実録』卷50、5年12月 丙申。

⁷⁸⁾ これについては、橋本雄「中世日朝関係における王城大臣使の偽使問題」(『史学雑誌』106-2、1997)によくまとめられている。

⁷⁹⁾ 『世宗実録』卷87、21年12月 己卯。

できないように日本に強制送還していたことがわかる。他方、倭人が使人を詐称して渡航した場合は、罪を問わず、許して送り帰すこともあった。これは、世宗22年5月に三郎左衛門と八郎左衛門が密かに別の船に乗って使人と偽ったことが発覚した事例から確認できる⁸⁰⁾。

一方、対馬島人が過海糧を受け取るために、他の地方の商船に乗って格倭と詐称して渡航することもあった。このため朝鮮では格倭の数を制限した⁸¹⁾。このように使節の名を偽った者の渡航目的は、朝鮮から糧食や過海糧などを入手するためであったことがわかる。

8)その他

この他にも通交違反者の中には、規定に反して歳遣船の大きさを変えて渡航する者もあった。成宗4年3月に博多城藤氏母の使送信沙伊文が、約束を破って使送船を小船から大船に変えて渡航したが、旧約違反として接待せず送りかえた⁸²⁾。また、本人が直接渡航しなければならないのに、受職倭人が使節を派遣する事例もあった⁸³⁾。さらに、古草島釣魚禁約に違反して兵器を所持して漁労を行なった倭人を逮捕し対馬に送りかえたこともあった⁸⁴⁾。

5. 結論

これまで朝鮮前期の通交違反者について研究するための基礎作業として倭人統制策の実施背景やその内容、通交違反者の類型および処理などにつき考察してきた。以下は、考察内容を整理し、結論にかえたいと考える。

朝鮮のさまざまな倭寇対策によって倭寇の侵入は減少し、日本から渡航する通交者は増加した。従って、朝鮮では倭人を統制する必要性を認識し、対馬島征伐を契機に倭人統制策の整備に着手した。その結果、朝鮮では書契、函書、文引制度、歳遣船の定約などの倭人統制策を実施した。このように朝鮮政府が倭人統政策を実施できた背景として、通交者の増加にともなう治安・経済上の負担と、対馬島征伐以降、倭寇に対する自信、日本の国内情勢に関する知識の増大などがあげられる。

このような倭人統制策を実施する過程で、違反しながらも渡航する者があらわれ始めた。この違反者の類型を見ると、まず、書契・函書・文引に関連するものとしては書契・函書・文引を偽・変造したり所持しない事例、書契に記録されていない物品を私的に進献した事例、私函書や死者の函書を使用した事例、期限切れの文引を使用した事例などがあつた。そして、数外歳遣船や定約された歳遣船を重複して派遣する事例、歳遣船を定約していない事例など歳遣船に関連する違反者も多かった。それ以外にも、初めて通交したり通交が途絶えていた後に再び通交した事例、日本国王の命と称したり、使節・格軍などを称託した事例、受職倭人が使船を派遣した事例や古草島釣魚禁約に違反した事例などが確認できる。

このように倭人の中には非常に多様な形態で朝鮮の倭人統制策に違反して渡航してくるものが

⁸⁰⁾ 『世宗実録』卷89、22年5月 庚申。

⁸¹⁾ 『世宗実録』卷108、27年6月 辛亥。

⁸²⁾ 『成宗実録』卷31、4年6月 己丑。

⁸³⁾ 『成宗実録』卷7、元年9月 丙子。

⁸⁴⁾ 『成宗実録』卷49、5年11月 辛酉。

多かった。この通交違反者に対する朝鮮側の処理について見てみると、違反の事実が明白な場合は、献上を禁止し、肅拝・接待を拒否して、過海糧を与えて送りかえした。しかし、通交違反者の手口が多様で巧妙だったため、朝鮮側で違反の事実をつきとめるのは容易ではなかった。従って、違反者と疑っても、種々の事情を考慮して送りかえさずに接待を認めた。中には、違反がはっきりしているにもかかわらず処罰せずに上京させて接待することもあった。このように朝鮮政府が通交違反者を厳しく取り締まれずに半端な処理に終わった理由は、遠来の使節を疎かにできないという名分論と、日本との不和や倭寇の再発可能性のためと考えられる。そして、当時の朝鮮では彼らが持参した書契・函書・文引や進上・回賜という外交儀礼にかなっていれば通交違反者かどうかはあまり問題にしなかったようである。

一方、朝鮮では通交違反者が多く発生したので、これに対する措置について対馬島主と話し合ったり、違反事実を対馬島主に通報したりした。これは通交違反者を処罰するよりも対馬島主に文引発行に慎重を期すよう警告する意図であったと考えられる。このように朝鮮政府が対馬島主を通じて間接的に通交倭人を制限しようとした方法には限界があった。つまり、朝鮮では対馬島主に文引発行権を与えて通交者を統制しようとしたが、対馬島主が正しく文引を発行しているのかを確かめる制度的装置がなかったためである。結局、このような間接統制方式は文引制度の限界が通交違反者を増加させる一要因になったといえる。

最後に、本稿で扱えなかった点や今後の研究課題について整理して、結論としたい。第一に、通交者が浦所に到着してから帰るまでに朝鮮の接待規定に違反した事例に関する検討が必要と考える。次に、朝鮮で通交違反者をどう認識し対日外交に反映させたのかについて研究が行なわれなければならない。三つ目として、通交違反者だけでなく朝鮮に渡航した個々の使節に対して総合的に検討しなければ通交違反者の実態をより明確に究明できない。最後に、こうした通交違反者が、朝鮮から日本に派遣する使節には全く例がないのに比べて、日本から朝鮮に派遣する場合に限って発生している理由についても検討が必要である。こうした研究を基にして朝鮮時代の韓日関係における通交違反者の役割や意義を明らかにすることができると思うが、今後の課題としたい。

朝鮮前期通行違反事例一覧表

| | 通交年月日 | 通交者 | 渡航人 | 違反内容 | 処理内容 |
|----|----------------|------------------|--------------|--|------------------------|
| 1 | 世宗05. 11甲午(17) | 源義俊 | 客人 | 書契無しに石硫黄950 斤を私的に進献 | 進献拒否 |
| | | 一岐州 源重 | | | |
| 2 | 世宗06. 12戊午(17) | 源義俊 | 使人 | 一年に20回余り渡航 | 歳遣船2艘定約 |
| 3 | 世宗07. 10甲戌(09) | 対馬島興利倭船主 所温田知 | 本人 | 期限切れの路引を所持 | 路引を回収し、再使用禁止 |
| 4 | 世宗10. 07甲寅(04) | 対馬島 宗貞盛 | 宗金 | 書契に進上物の記録 無し、別幅に図書も無 く、字画も書契と異なる | 進献拒否 |
| 5 | 世宗11. 04丁丑(02) | 対馬島宗彦七盛国 | 致書 | 別幅に図書なし | 進献拒否 米豆40石賜給 |
| 6 | 世宗13. 03庚午(06) | 日本国王使 | 舍温、而羅 | 通信書契が国王の文 でなく礼儀無し。偽造 書契の可能性 | 接待 |
| 7 | 世宗15. 12丙子(27) | 備前州太守源義 | 使人 | 非通信人 | 館待京中(田平 殿源 婿、有土地人) |
| 8 | 世宗16. 01更子(22) | 博多居 道性 | 本人 | 非通信人 | 進献・書契拒絶 (非有土地人) |
| 9 | 世宗16. 03壬午(05) | 宗彦次郎 | 本人 | 非通信人 | 依他接待(宗貞澄の養 子、伝其土地者) |
| 10 | 世宗16. 04壬申(25) | 宗彦次郎 | 使人 | 書契無しに米求請 | 拒絶 |
| 11 | 世宗16. 05戊寅(02) | 対馬州住宗勘解由 | 使人 | 非通信人 | 浦所で物資売買後、送還 (無土地者) |
| 12 | 世宗21閏2癸巳(15) | 対馬島宗茂直 | 仇羅沙也門 | 宗貞盛の文引不所持 | 上京接待(宗大膳の弟) |
| 13 | 世宗21. 06癸未(17) | 対馬島宗彦七盛国 | 多羅時羅76人 | 宗貞盛の文引不所持 | 上京 |
| | | 対馬島宗茂直 | 皮古仇老65人 | | |
| | | | 時知難酒毛70 人 | | |
| | | | 表安時羅65人 | | |
| 14 | 世宗21. 10癸未(08) | 対馬州 宗貞盛 | 上官人沙毛多 | 塗改書契妄称興利 | 拘留したが逃走 |

| | | | | | |
|----|----------------|--------------------|------------------------|--|-----------------------------------|
| | | | 老. 船主延時 老 | | |
| 15 | 世宗21. 10甲申(09) | 宗貞盛 | 上官人望古多 老 | 宗貞盛の図書を偽造 | 肅拝・接待拒否 過海糧 与え送還 |
| 16 | 世宗21. 11己未(15) | | 羅沙也文 | 宗貞盛の偽造書契所 持 | 進献拒否 饋餉不許可 |
| 17 | 世宗21. 11丙寅(22) | | 多郎古羅 宗 茂 | 宗貞盛の図書偽造 | 進献拒否 接待不許可 |
| 18 | 世宗21. 11丙寅(22) | | 孔古老 | 宗茂直の書契偽造 | 進献拒否 接待不許可 |
| 19 | 世宗21. 12己卯(05) | 宗彦七 | 上官人 賓前 の伴人 而羅 余文 | 乃而浦恒居倭人が伴 人を詐称 | 肅拝拒否、接待不許可 本土強制送還 |
| 20 | 世宗22. 05庚申(19) | | 三郎左衛門 八郎左衛門 | 糧食得ようと人の船 に乗り使人を詐称 | 特別に許し送還 |
| 21 | 世宗24. 10壬子(25) | 宗盛家 | 沙應古 時羅沙也文 | 宗茂直使送人(馬豆 老、吾羅沙也文)の名 を偽造し渡航 | 対馬島主に処理の是非 について論議 |
| | | 宗貞盛 | 時羅三甫羅 | 氏名偽造し渡航 | |
| 22 | 世宗30. 06丁亥(21) | | 唐人 柴江 | 書契無しに日本国王 使について来る | 使節の従者扱いで接待 |
| 23 | 世祖03. 09辛未(21) | 日本国総官府源勝 元 | 使者20人 | 偽造書契の疑い | 確認せず |
| 24 | 成宗01. 08壬申(27) | 日本国王懐守納政 所伊勢守正親 | 使者 入道等 | 王命と称し軍資要請 書契に図書無 | 接待 |
| 25 | 成宗01 | 細川・伊勢 | 使者 | 日本国王使正球等が 両使は王命を称した 使節と主張 (成宗5/12 丙申) | 象牙符10を賜給 |
| 26 | 成宗01. 09丙子(01) | 菊池為邦 | 使者 | 私図書使用し通交 | 接待不許可、過海糧支 給、違反の事実を対馬島 主に通報 |
| 27 | 成宗01. 09丙子(01) | 呼子 源高 | 使人 | 死亡者の書契を持っ て渡航 | |
| 28 | 成宗01. 09丙子(01) | 能登守 源徳 | | 書契に押された図書 が前に賜給した図書 と異なる | |

| | | | | | |
|----|-----------------|-----------------------------|--------|-------------------------|------------------------|
| 29 | 成宗01. 09丙子 (01) | 中尾 吾郎 道安 三甫郎多郎 | 宗像郡氏郷 | 自身(受職倭人)が直接渡航せず、使人を派遣 | |
| 30 | 成宗01. 09丙子 (01) | 宗彦九郎貞秀 多々良教之 五島宇久守源勝 | | 員数外に使送人を派遣 | |
| 31 | 成宗01. 09丙子 (01) | 高瀬郡守 武磨 備前州小弼源弘 薩摩州盛高 | | 歳遣船未定約者、古い書契を偽造し来朝 | |
| 32 | 成宗04. 06己丑 (30) | 博多城藤氏母 | 信沙也文 | 小船を大船に変えて来朝 | |
| 33 | 成宗04. 06己丑 (30) | 筑前州貞成 | 大要沙也文 | 書契に州守姓名がない等偽造の疑い | |
| 34 | 成宗04. 06己丑 (30) | 備前州元胤 | 仇羅沙也文 | 1473年の使送船を重複して派遣し、旧約に違反 | 接待不許可、送還。違反の事実を対馬島主に通報 |
| | | 筑前州氏郷 | 沙斗沙也文 | | |
| | | 備前州小弼弘 | 毛利皮沙也文 | | |
| | | 薩摩州盛久 | 仇羅沙伊文 | | |
| 35 | 成宗04. 06己丑 (30) | 備前州源徳 | 江間都老 | 書契に押された図書が賜給した図書と異なる | |
| 36 | 成宗05. 11辛酉 (10) | 対馬島仇女人 | | 孤草島釣魚禁約違反、兵器所持 | 逮捕し、対馬に送る |
| 37 | 成宗05. 11辛酉 (10) | 菊池重朝 | 守主師 | 菊池為邦の使者と同時に渡航 | 対馬島主に真偽の解明を要求 |
| 38 | 成宗05. 11辛酉 (10) | 多々良教之 | | 1472、1473年と歳遣船を重複派遣 | 接待 |
| | | 対馬島主 | | 1473年に歳遣船を25艘重複派遣 | |
| 39 | 成宗07. 02丙戌 (12) | 宗貞秀 | 多難酒毛等 | 歳遣船の重複(1474年)派遣 | 対馬島主に通報 |
| | | 宗成俊 | 都小只 | | |
| | | 泰成幸 | 時難酒毛 | | |
| | | 教之 | 難延都老 | | |
| | | 源実次 | 都汝文 | | |
| | | 藤熙久 | 老仇難酒毛 | | |
| | | 家次 | 信汝文 | | |

| | | | | | |
|----|---------------|--------------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|
| | | 為幸 | 陳小只 | | |
| | | 忠吉 | 信汝文 | | |
| | | 源吉 | 皮古汝文 | | |
| 40 | 成宗07.02丙戌(12) | 源実次 持平 藤熙久 忠吉 宗成俊 宗茂世 | 多而小而文 三甫羅汝毛 可文老愁戒 舎交老愁戒 竹本辺沙也文 沙同古羅 | 歳遣船の重複(1475年)派遣 | 対馬島主に通報 |
| 41 | 成宗14.06癸亥(02) | 原忠 | 使人 | 未定約者が島主の書契を持参して渡航 | 送還 |
| 42 | 成宗14.11癸卯(14) | 長門州赤間関太守 矢田 藤原貞重 | 上官人堅座兒 | 歳遣船未定約者 | 過海糧を与えず送還 |
| 43 | 中宗04.07丙申(06) | 日本国源義 | 仇羅沙也文 | 死亡者の図書使用 | 接待拒絶、但し帰途糧食に困らないようにする |
| 44 | 中宗28.07乙卯(14) | 日本国小弑殿 | 藤朝秋 | 期限切れ文引を所持、途中から詐称 | 使人の真偽が疑しいが厚待 |
| 45 | 明宗03.03癸巳(18) | 日本国畠山殿 | 使人 | 通信断絶者の再通交 | 図書確認後に接待 |
| 46 | 明宗08.11辛未(29) | 左武衛殿 | 使人 | 通行断絶者、使節名称と渡航日付に偽造の痕跡 | 牙符が合えば接待を許容 |

* 上の表は『朝鮮王朝実録』（太祖－宣祖）と韓文鍾「朝鮮前期通行倭人一覧表」（全北大学校博士論文参考資料、1996年）と伊藤幸司「偽使の時代」2002年 村井科研福岡シンポジウム発表要旨を参照して作成した。

* 通交年月日は『朝鮮王朝実録』に記録されている日付である。

討論記録

主題：「朝鮮前期の倭人統制策と通交違反者の処理」

発表者：韓文鍾協力者

○日時：2003年12月20日 11時10分－13時

○場所：東京 財団法人日韓文化交流基金会議室

○参加者：

（日本側） 吉田光男委員、田代和生委員、六反田豊委員、伊藤幸司協力者、
橋本雄協力者、米谷均協力者

（韓国側） 孫承喆委員、趙珖委員、鄭求福委員、韓文鍾協力者、朴哲晔協力者、
洪性徳協力者、張舜順協力者

吉田 発言の前に、念のために自分のお名前をおっしゃってください。

伊藤 伊藤です。日本側で偽使のことを担当しておりますので、最初に発言させていただきます。全体的なところからまず2点お伺いしたいと思います。最初の1の「序論」で日本側の研究、米谷、橋本、伊藤の偽使の定義に対して、韓先生が偽使の範囲と基準が明確でないと批判されました。その結果、韓先生はより包括的で広義の偽使とも言うべき通交違反者ということに視点を据えてご報告されました。それでは、韓先生にとって偽使の定義というのは一体何なのでしょう。私としましては、偽使というのは朝鮮の倭人統制策を通交違反ではなくて、合法的により有利な貿易権を獲得するために編み出された手段であると認識しております。現在の視点で内実を見返したならば、偽使行為は通交違反ということが分かるかもしれませんが、このことをこの歴史をやる上で全く同じレベル、同じ視点で論じてよろしいのでしょうか。

2点目です。2番の「倭人統制策の実施背景」、3章の「倭人統制策の内容」という部分は、中村榮孝氏の研究に基づいたまとめだと理解されます。4章の「通交違反者の類型および処理」という部分が、韓先生のご報告の主要部分だと思われ。しかし、この部分で1頁目で取り上げられています私の研究「偽使の時代」のレジユメの成果が全く無視されているのは、なぜなのでしょう。「序論」では批判の対象とされているわけですから、やはりそれを入れてほしいと思います。注番号で私が既に指摘した部分を申し上げますと、39、40、41、43、50、51、53、54、60、80、81があります。この点のご説明が欲しい。以上です。

吉田 大きく3点ほど出てきたと思われ。順番にお答えになっていただけますでしょうか。

韓文鍾 まず、偽使の概念基準に関する点についてお答えします。日本側で考えられてい

る偽使と私が考えている偽使とは、その概念や範囲が違っていると思います。私の考える偽使とは、朝鮮の倭人統制策に違反して朝鮮に入ってくる者、あるいはそうであると疑われる者を偽使として考え、それを偽使という言葉を使わず、通交違反者という言葉を使っています。なぜならば、朝鮮の立場からしてみれば通交者の真偽についてはあまり重要ではなかったと思われる。彼らが所持した書契、および図書、文引、進上、回賜などが外交儀礼にかなっていさえすれば、本物かどうかというのはさほど問題ではなかったと思われる。

それで、私は偽使というよりも、通交違反者についての定義として、図書、書契、文引などを偽造してきたもの、あるいは偽造したと疑われるものを通交違反者として定義しています。そして2点目ですが、倭人統制策の実施背景とその内容に関しては伊藤先生のご指摘のとおり、中村先生の論文の内容が中心となっております。この二つの部分に関しましては、私が自分の学位論文に中村先生の見解を引用しておりますが、それを簡略にまとめる過程において中村先生の業績や参考文献が漏れてしまったようです。

私の主張と中村先生の主張において一番大きな差といえますのは、倭人統制策における文引に関する部分です。私は、文引が朝鮮の国内で適用されていた制度ということを経験した法典誌や朝鮮側の資料等を通じて明らかにしましたし、また政治的、経済的、軍事的、外交的な目的でそれが使用されており、その発給も主に朝鮮の官吏が担当していたということを明らかにしました。このような朝鮮国内で適用されていた行状・路引・文引が倭人に対しても適用されていたという点を指摘したかったのです。癸亥約條についての部分ですが、癸亥約條の条約が世宗25年の8月から10月ごろ、対馬に派遣された体察使李藝が締結し、その過程において、申叔舟は対馬島主を説得して条約の締結に一役買ったという部分は、私が追加しました。

そして3点目、伊藤先生の研究成果が反映されていないという点に関してです。伊藤先生の論文が大変参考になったというのは事実ですが、注において伊藤先生の論文を引用しなかったのは、すべて原典にあたって自分なりの解釈をしたからです。伊藤先生の研究成果に関しましては、今後補完し、研究に反映したいと思います。以上です。

伊藤 よろしいですか。

吉田 では、伊藤さん。

伊藤 すいません。偽使に対する概念と範囲が日本と韓国では違うとおっしゃいました。その結果、使節が本物か偽物かというのはあまり問題ではなくて、外交儀礼にかなっていればよいと評価されました。しかしそうなのでしょう。例えば、夷千島王とか次辺国主という怪しい名義の使節が来た場合は、朝鮮側も疑いをかけております。または図書が押されていても、その図書が50年以上使われていたという場合などでも、儀礼的には合っているにもかかわらず、疑いをかけております。ほかにもあると思いますが、単純に本物か偽物かがあまり問題ではなくて、外交儀礼に合っていればいいというものではないと思います。それと、私のしたことに対する部分が、原典にあたっていれば触れなくてもいい

と言われましたが、これは本当にいいのでしょうか。この部分をもう1度伺います。

韓文鍾 まず、偽使の概念の範囲が違うという部分について申し上げます。この点について、韓国内の研究においては、偽使の概念が定義されたことは全くありません。それで私は偽使という表現よりは朝鮮側から見た視点で、通交違反者という表現がより適切だと思いました。もろん朝鮮が要求していた外交儀礼に合っていない使節の場合にも接待したという場合があります。それは朝鮮政府が倭人統制策を厳密に適用せず、微温に適用していたからではないかと思います。先ほど夷千島王とか久辺国主の例を挙げられていましたが、夷千島王の例に関しましても、朝鮮側では次のような対応をしています。夷千島王から書契と献上品を受取っている以上、接待をし、返書を送るべきだというのが朝鮮側の外交姿勢でした。

それだけでなく、私は通交人と外交使節は区別されるべきだと思います。日本側で偽使というほとんどの使節は、外交使節ではなくて通交者ではなかったかと思います。このような違いのため、私は偽使という表現よりは通交違反者という表現を選びました。

それから伊藤先生の研究業績に関するご指摘です。伊藤先生の研究成果が参考になったのは事実です。しかし、伊藤先生のご指摘以外にも、様々な事例を整理しています。したがって、伊藤先生の研究業績で論文において紹介できなかった部分については今後補完いたします。

北島 ちょっと質問です。

吉田 こちらのほうが先に手が挙がりましたので、孫承喆先生。

孫承喆 今、偽使の概念に関する問題が論争の焦点になっていますが、私は琉球の偽使について整理した短い原稿を書いたことがあります。琉球の使節に関しましては、朝鮮王朝実録にも載っておりますが、琉球国使者あるいは琉球国使、琉球国王使などと、史料自体に使節であるということが明示されて朝鮮王朝実録に載っています。そのため琉球国の使節に関しては、偽使であるかどうかを区別することがそれでも容易でした。それで琉球国使と関連して偽使問題について論文中で言及したものがありますが、それに比べ対馬や壱岐、九州など日本の西部海岸地域から来る日本人をすべて使臣、使者として扱うというのは、『朝鮮王朝実録』の立場から見ても問題が多いと思います。したがって朝鮮王朝実録の史料を見ると、はっきりとした外交使節なのか、単純な通交者なのか複雑に絡み合っておりますので、双方の偽使の概念に対する見解に差があるのではないかと思います。ですので、双方の立場を調整しながら概念を整理していくのも、意味があると思います。

北島 北島です。簡単に言いますと、そちらは通交違反者、こちらは偽使である。つまり、言っていることの表現はともかくとして、そこの実態が違うのか、一緒なのか、ここだけ聞きたいのです。これが一番大事、だから概念か、実態から始まるか。

吉田 大変大事なことですのでお願いします。

韓文鍾 私は日本側で考えている偽使と私が考える通交違反者とは、実態が違っていると思

います。なぜならば、日本側で言う偽使と朝鮮側の通交違反者について、朝鮮側からみればこの偽使というものにあまり関心を持っていません。先ほど申し上げましたように、たとえそれが偽使であっても朝鮮側が要求する外交儀礼にかなっていさえすれば、朝鮮では彼らを偽使と判断しませんでした。

北島 ちょっとそこを確認しただけで、随分話が違って来るわけです。

吉田 事実関係が。はい、六反田さん。

六反田 そうしますと、韓文鍾先生がお書きになったこの論文の1頁目のところですが、「朝鮮の倭人統制策を様々な方法で巧妙に違反して渡航する倭人が発生したが、これを一般に偽使と呼んだ」とありますが、これは一体誰がそう呼んだと理解したらよろしいんでしょう。一般にとあって、今の話だと、日本と韓国でも偽使というものの概念が随分違うようですし、そうすると、これは当時の朝鮮の人がそう呼んだということなんでしょうか。ちょっとその辺が非常に分かりにくいので。少なくとも今、ここにお書きになっているような違反者を偽使と呼ぶということは、日本の研究者はやってないわけです。そういうことでちょっとお尋ねします。

韓文鍾 私がそこで偽使という表現を使った理由は、日本側の研究が偽使という単語を使っているためです。他には偽使という単語は使っておりません。日本の研究成果を整理しつつ、ここだけでも偽使という言葉を使ってやるべきだと思って使いました。誰が「一般に偽使と呼んだか」ということについては、これは表現上問題があったと思います。

六反田 よろしいでしょうか。

吉田 どうぞ。

六反田 韓文鍾先生の説明は分かりましたが、そうだとすれば日本側で偽使という言葉を使っているのも、ここでお使いになったということですが、この文脈の中でやはり偽使という言葉を使うのは、日本で使われている使われ方とはやはり違うと思いますので、ちょっとここはまずいかなと思います。以上です。

韓文鍾 その部分に関しましては、私は日本側における偽使の概念あるいは基準を注釈で処理しているので生じたのだと思います。

吉田 もうそろそろ時間が来ましたが、あとお1人、お2人どうぞ。はい、孫承喆先生。

孫承喆 『朝鮮王朝実録』におきましては、偽使について正確にどのような名称が用いられていますか。例を挙げることはできますか。

韓文鍾 偽使という言葉が使われているのは、数例に過ぎないと思います。例えば図書を偽造した、あるいは書契を改ざんして来たなどの表現を使っているだけで、偽使という表現が使われているのは数例に過ぎないと思います。

吉田 はい、お名前をどうぞ。

田代 田代です。韓国では偽使研究というのはいまだあまり進んでいない。したがって、韓文鍾先生のこの研究が韓国における最先端の偽使研究と考えてよろしいのでしょうか。

韓文鍾 私はそうは思いません。先ほどお話がありましたように、琉球に関連する孫承喆先生と

河宇鳳先生の研究において多少言及されている部分があります。しかし通交倭人に関する研究は、私が私が知る限りでは全くないと思います。

田代 それでお尋ねしたいんですけれども、偽使は本当の図書を持って行けば、偽使ではないということになりますか。

韓文鍾 はい。

田代 本物を全く違う第三者が使った場合、偽使ではないわけですね。

韓文鍾 先ほども申しあげましたように、朝鮮が要求する外交儀礼、すなわち図書、書契、文引などに全く問題がなければ、偽使と考えることは出来ません。

田代 問題というのは誰が問題にするのですか、韓文鍾先生ですか、それとも朝鮮国ですか。

韓文鍾 朝鮮王朝では、異なる名義の偽使を確認することが出来ませんでした。確認が非常に困難だったのです。したがって、異なる名称の使節を確認した場合、朝鮮王朝では、それが偽使と確認された場合には別として、そうでなければ偽使とはいっておりません。

田代 偽の使者というのは本当であることを装うわけですから、できるだけ本物に近ければ、黙っていたら偽使は成功なんです。黙っていて成功した例が偽使ではないというんですか。

韓文鍾 私の考えではそうです。

田代 もう完全に日本側の認識と、韓文鍾先生か韓国側の認識か分からないんですけれど、完全に違っていることが分かりました。

韓文鍾 今ご指摘されたとおり、その点が韓国側の通交違反者研究者と日本側の偽使研究の大きな観点の違いなのではないかと思います。使者と称して朝鮮に来るとするのは結局は日本の国内の問題ではないかと思います。

吉田 それでは時間が来ましたので、最後にもう1度、伊藤さんをお願いします。

伊藤 偽使は日本国内の問題だけではありません。やはり朝鮮王朝とのかかわりの中で考えていくべき問題だと考えております。それと偽使の定義のところで議論がちょっと時間が来てしまいました。私が指摘したもう1点の先行研究に当たる、私の研究が出ていないというところについて、原典に当たったとか、事例を増やしたからというレベルの問題ではなくて、これは日本においても、韓国においても、重大なエチケット違反ではないかということ最後に抗議します。

韓文鍾 偽使の概念の問題に関しましては、韓国側と日本側の間で大きな差があるということを確認できたと思います。そして、伊藤先生がおっしゃった研究業績については、これは私が注に載せるべきだったのですが、できなかった。次に論文を作成する時は関連部分を参照するようにしたいと思います。

伊藤 あとで参照ということですが、この場では何か一言ないのでしょうか。

孫承喆 具体的に、具体的な話をしましょう。どの部分を引用したのに言及がなかったといわれるのですか。

- 鄭求福** 補充すると、その資料については参照するといっているのですが…。
- 吉田** これはちょっと大変な問題なのです。というのは伊藤さんの研究を前提にしてしかこの論は立てられない、にもかかわらず全く触れなかった。そのことをのちに補完すればすむというのは、伊藤さんの研究成果の書き方としては大きな問題だと思うのですが。
- 伊藤** 韓先生が、私の研究をご存じでないというのならいいんです。ここでは最初のところで批判の対象に挙げられておきながら、一方で触れられていないという部分は、大きな問題だと私は考えております。
- 韓文鍾** 伊藤先生のご指摘はごもつともだと思います。しかし提示された原典に対する評価が異なっていたり、あるいは意見が違う場合は、注として処理してもいいと思うのですが、ただ事例を確認する程度の場合は、注で処理しなくてもいいのではないかと考えます。
- 孫承喆** 完成させる段階で十分に検討して補完するといっているのですが、他にどのようなことなのでしょう。完成した論文ではなく、中間段階で発表しているものですが。
- 田代** これは歴史学研究の態度だと思うんです。先行研究、新しい事実を発見したという場合、その人が最初に書いた論文を尊重して、あとで自分で意見を加える場合は、そのことを引用して、それで意見を加えるべきだと思います。最初に自分が発見者のように装って、第一発見者のような論文を書くというのは、歴史学研究にあるまじき行為だと思います。
- 韓文鍾** そうおっしゃいますと、伊藤先生が論文の中で引用されていた『朝鮮王朝実録』の原典をすべて参照文献に挙げなければならないということでしょうか。
- 田代** 最初に発見した人の事実というのはやはり尊重すべきです。それが挙げられていないということが問題だと言っているのです。
- 孫承喆** 『朝鮮王朝実録』というのは我々が常に接している史料であり、史料についての問題が重要なのではないと思います。ある特定の史料に対する解釈が伊藤先生と韓先生との間で違っているというのであれば、処理をしなければならぬでしょうが、毎日接している史料について、一つ一つ処理しなければならないのでしょうか。意見が異なる場合に、今後補完していけばいいことであって、この件についてはこれ以上話し合う必要はないと思いますが。
- 吉田** 他に韓国側の先生ご意見はありますか。鄭求福先生お願いします。
- 鄭求福** 偽使の概念とその定義が、韓国側と日本側でかなり違っているということが確認できたと思います。その重要な差というのは、私は専門家ではないのでよく分かりませんが、朝鮮王朝では、日本の商人までをすべて使臣としてみなしていたという点にあるのではないかと思います。この問題は、朝鮮王朝では、今日のような国際法上の正式な使臣だけでなく、商売のために訪れてくる外国人も、すべて使臣としてみなしていたのではないかと考えます。したがって、日本から一定の目的をもって派遣された使臣と、目的はなく単純に商売のために渡航した人たちのような伝統的な概念の使臣を区別して今後研究

が行われればと思います。

吉田 申し訳ありません。既に時間は30分以上過ぎておりまして、新しい問題に入るのは無理だと思います。これで伊藤さんも先ほどの意見については、ご自分のお考えをおっしゃいましたし、韓文鍾先生からもそれに対する反論がありましたので、これからあとの話は別の機会ということで、いったんこれを閉じたいと思います。新しい論議にはちょっと入る時間がありません。申し訳ありません。